

令和7年度国民健康保険事業費納付金等の算定について

1 納付金・標準保険料率算定の流れ

平成30年度に行われた国民健康保険の制度改革以降、都道府県が財政運営の責任を担うこととなった。

新制度において県が算定する納付金及び標準保険料率の算定ルールについては、厚生労働省が示す「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について（ガイドライン）」に沿って、毎年度、県と市町村で協議して決定している。市町村と合意した算定方法は、主に以下のとおりである。

① 被保険者数及び診療費をもとに推計した県全体の保険給付費等の見込み額から、国・県の公費や決算剰余金等を除いた**納付金算定基礎額**を算出する。

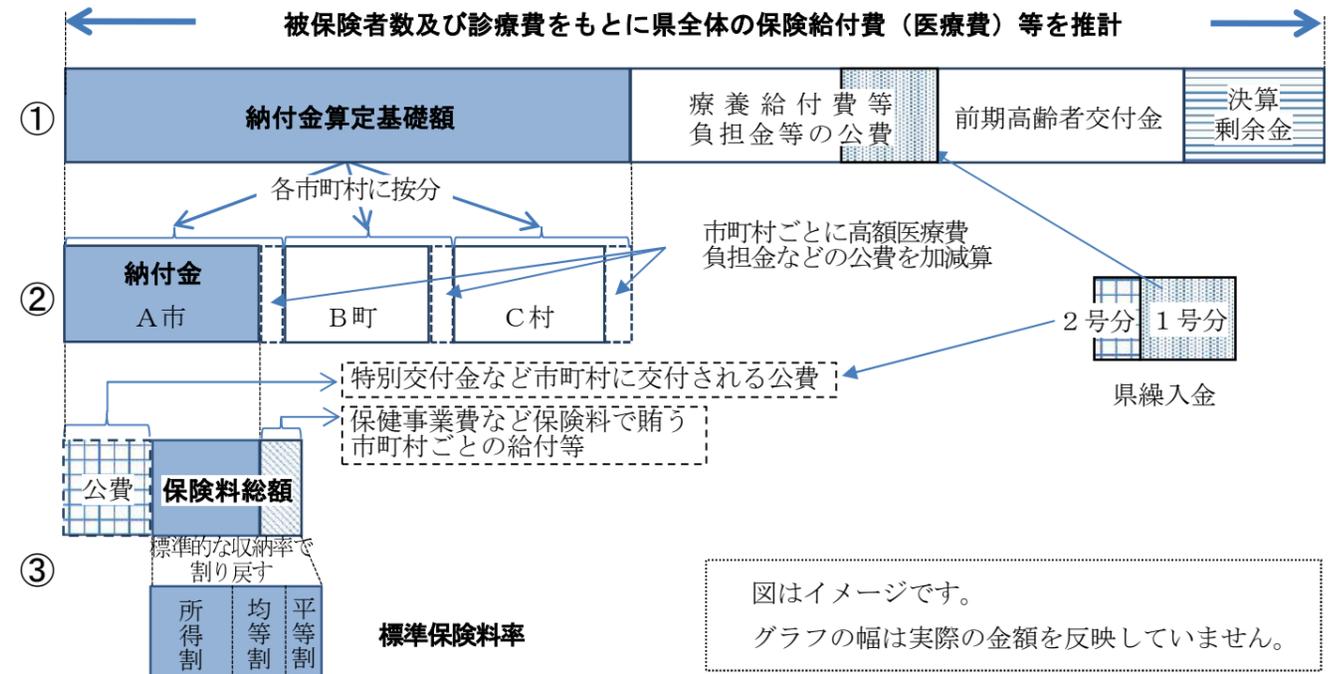
※ 令和5年度の決算剰余金のうち、国庫返還金等を除いた額は約48億円であり、令和6年度の保険給付費を推計したところ、保険給付費の減少に伴う公費の減少等を考慮しても、年間の決算剰余金額は、約66億円となり、不足が生じない見込みである。したがって、市町村と合意したルールに基づき、納付金の急激な上昇を抑制するため、原則3年間で活用することとし、**令和7年度の納付金算定においては、累積額の3分の1（約16億円）を活用することを基本とし、県全体で減算するように反映する。**ただし、予期せぬ保険給付費の増加や、未確定である公費等の交付状況等により、やむを得ず活用額が変わる可能性がある。

② 各市町村の納付金の額は、納付金算定基礎額を**各市町村の被保険者数及び所得総額で按分し、医療費水準を反映**させた額となる（別紙1 市町村ごとの納付金の按分方法 参照）。

※ 医療費指数反映係数 α （各市町村の医療費水準の差異を、納付金算定にどの程度反映させるかを定める数値。医療費水準に比例して納付金を増減させる $\alpha=1$ から、医療費水準を反映させない $\alpha=0$ の間で設定。）について、令和6年度以前の納付金算定においては、医療費指数反映係数 α を1（医療費水準を全て反映する）として算定していたが、令和7年度の納付金算定から保険料（税）水準の統一に向けた納付金算定方法を段階的に導入し、 α を毎年度0.2ずつ引き下げを行うことから **$\alpha=0.8$ として、納付金の算定を行うこととする。**

③ 各市町村の納付金から、市町村に交付される公費を減算し、保健事業等の保険料で賄う給付費等を加算した後に、標準的な収納率を加味することで、各市町村の**標準保険料率**を算定する

※ 市町村は、標準保険料率を参考とし、実際に賦課する保険料率を決定する。



2 スケジュール

令和7年度納付金等の算定スケジュールは以下のとおり。

No	内容	日程
（令和6年度）		
①	第1回国保運営方針連携会議において、令和7年度納付金等の算定ルールを示し、市町村と協議	7月25日
②	第1回連携会議で出された意見を基に、全市町村へ意見照会を実施	8月16日
③	第2回国保運営方針連携会議において、②のアンケート結果を踏まえた算定ルールを示し、市町村と協議	9月13日
④	第2回連携会議で出された意見を基に、全市町村へアンケートを実施	9月19日
⑤	③及び④のアンケート結果により市町村から承認が得られたため、第3回国保運営方針連携会議において、とりまとめた算定ルールを提示	10月16日
⑥	国から仮係数の提示	10月下旬
⑦	第1回愛知県国民健康保険運営協議会において、算定の考え方を審議	11月8日（今回）
⑧	納付金等仮算定結果の市町村への提示	11月20日
⑨	国から確定係数の提示	12月末
⑩	納付金等本算定結果の市町村への提示	1月中旬
⑪	第2回愛知県国民健康保険運営協議会において、納付金算定結果を審議	2月上旬～中旬
⑫	愛知県ホームページにおいて、標準保険料率を公表	2月下旬
⑬	所得係数等の告示	3月下旬
（令和7年度）		
⑭	納付金額の通知	4月上旬